

平成 25 年 9 月 26 日

バーゼル銀行監督委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

## 市中協議文書「マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」に対する意見について

貴委員会が本年 6 月 27 日付で公表した市中協議文書「マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」に対し意見提出する機会が与えられたことに感謝の意を表す。

以下の意見が貴委員会での本件の検討の助けとなることを期待する。

### 総論

本ガイドラインは、銀行がどのようにしてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「ML/FT」という。）のリスクを総合的なリスク管理に組み込むかについて、極めて有益な事項を提示しているものと認識している。

ただし、本ガイドラインに提示されている事項によっては、法規制の改正の必要性や各銀行の規模等に応じて、銀行の取組みに時間を要する可能性があることをご認識いただきたい。

### 各論

#### 1. 「Ⅱ. 健全な ML/FT のリスク管理における不可欠な要素」関係

##### (1) パラグラフ 2 1 および 2 2

チーフ AML/CFT(注)オフィサーは、チーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、データ保護や個人情報に係る法規制の遵守に関する責任を委ねられている場合もあり得る。

そうした場合は、例えば、第三の防衛線である内部監査においてチーフ AML/CFT オフィサーが潜在的な利益相反を回避し有効に責任を果たしているかを評価するなど、別の措置により AML/CFT の適切な管理を確保することもあり得ることを明確化すべき。

(注) AML/CFT : Anti-Money Laundering and Countering Financing of Terrorism

##### (2) パラグラフ 2 6

金融機関の規模・業態に見合った情報システムの導入・活用を求めるものであることを明確化すべき。

### **(3) パラグラフ 3 4**

FATF 勧告 10 において、顧客については、「信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元を確認し、照合する」こととされている一方、真の受益者については、「身元を確認し、金融機関が当該真の受益者が誰であるかについて確認できるように、真の受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる」こととされている。

また、本ガイドライン案においても、それを受けた記載がある。

「宣誓書のみには依存すべきでない」との記載は、これらの措置を行ったうえで(あるいは行うことができない場合に)「宣誓書」の利用が認められることを意味することを明確化すべき(デュー・デリジェンスの手続きを何も踏まずに、最初から「宣誓書」だけで確認したことにするのは不可であるとの記載であることを明確化すべき)。

### **(4) パラグラフ 5 1**

FATF 勧告 10 (解釈ノート) において、継続的な顧客管理に関しては、「金融機関は、特に顧客が高いリスクのカテゴリーに属する場合には、顧客管理の過程で収集された文書、データ又は情報を常に更新すべきであり、既存の記録の見直しによってそれらに関連づけることが求められるべき」とされている。

FATF 勧告との整合性の観点から、CDD 情報の更新の程度はリスクベース・アプローチにより決定すべきことを明確化すべき。

## **2. 「Ⅲ. グループ全体およびクロスボーダーの AML/CFT」 関係**

### **(1) パラグラフ 6 0**

子会社は銀行の実質的支配力の程度や当該子会社の業務運営実態、リスクの度合い等、様々なケースがあることから、グループ全体の AML/CFT のリスク管理措置は、子会社の実態やリスクに応じたものも認められることを明確化すべき。

(「付属文書 2 VI. グループベースのクロスボーダーの検討事項」に関しても同様)

### **(2) パラグラフ 7 0**

グループ全体における AML/CFT 管理の観点から、ハイリスク口座の受益所有権等の顧客管理データの取りまとめは非常に有効的であるが、その実現はシステム対応が不可欠であり、銀行の規模等により導入には時間を要する可能性があることを認識していただきたい。

### **(3) パラグラフ 7 4**

子会社は銀行の実質的支配力の程度や当該子会社の業務運営実態、リスクの度合い等、様々なケースがあることから、パラグラフ 60 に関する意見と同様、グループ全体の情報共有に関しても、子会社の実態やリスクに応じたものも認められることを明確化すべき。

### **3. 付属文書2関係**

#### **(1) パラグラフ20**

書面による合意書を作成すべきなのは、単に SWIFT のメッセージのやりとりのみのコルレス取引の場合ではなく、「コルレス口座」の「預け・預かり」を伴う場合であることを明確化すべき。

以 上